

年金コーナー

国民年金保険料納付は口座振替が便利でお得です

国民年金第1号被保険者の期間は、ご自分で国民年金保険料を納めていただきます。

国民年金保険料は一ヶ月13,860円（平成18年度額）で、該当の月の翌月末日までに納めなければなりません。社会保険庁から送られてくる納付書によって、金融機関（銀行、郵便局、農協、信用金庫等）や、社会保険事務所、指定のコンビニエンスストアで納めることができます。また、現金で納めていただくほか、ご自身やご家族の口座から引き落としができる口座振替や、パソコン、携帯電話からの電子納付もできるようになり便利になりました。

国民年金保険料は、次のようなお得な納め方があります。

●まとめて納めてお得【前納】

国民年金保険料を1年分または6月分まとめて支払うと割引があります。

4月から3月分を4月末までに支払うと166,320円が163,370円に、2,950円のお得です。4月から9月（または10月から3月）分を4月末（または10月末）までに支払うと83,160円が82,480円に、680円のお得です。（平成18年度額による参考額）

●早く納めてお得【口座振替早割納付】

口座振替制度を利用し、かつ、一ヶ月早く納めることにより、月々50円の割引があります。（平成18年度額による参考額）

一般の保険料は翌月末日の納付、早割の保険料は当月末日の納付ですので、早割納付開始の月は2ヶ月分の保険料が引き落としとなります。

●まとめて口座振替納付がお得【口座振替前納】

1年分（または6月分）を口座振替により納めるとさらに割引があります。

1年分は162,830円（6月分は82,220円）となり、月々現金で納めたときに比べると3,490円（6月分は940円）のお得となります。（平成18年度額による参考額）

なお、口座振替による前納のお申し込みいただいてから、前納が開始されるまでの間は、1ヶ月ごとの口座振替となります。

口座振替の手続きは、通帳・印鑑をお持ちになり、金融機関、市役所・町村役場、社会保険事務所に備え付けの「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」に「早割・前納」等必要事項を記入していただき、各窓口へ提出してください。社会保険事務所で処理をした翌月から開始となります。

平成19年4月分からの口座振替前納をご希望の方は、平成19年3月20日までに「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」を社会保険事務所へ提出してください。既に口座振替による1年前納をされている方は届出の必要はありません。なお、国民年金の資格取得日によっては、直近の口座振替前納ができない場合がありますのでご了承ください。

現金による前納納付の場合は、社会保険庁から送られてくる納付書に綴られている前納用納付書をご使用ください。社会保険事務所でも納付書を発行します。

（注）・平成19年度の保険料額は、14,140円に保険料改定率を乗じた額になり、それに伴い前納額等は変更になります。

・電子納付には、金融機関とのインターネットバンキング契約等が必要です。

ドミニカ移住者に対する特別一時金の支給手続の開始

昭和31年から34年の間に、ドミニカ共和国に移住した方に特別一時金を支給します。

請求期限 平成20年1月31日

お問い合わせ 外務省領事局政策課 ドミニカ特別一時金担当
TEL: 03-3580-3311 (内線) 4476

まずは、かかりつけ医に相談を！！

・・・緊急の時など、適切ですばやい対応がしてもらえます・・・

今日、医療をとりまく状況は、患者さんのニーズの多様化や高齢化、医師不足など多くの課題を抱えています。

一般的に「病院」の外来は、軽い風邪の人から命に関わる病状の人まで、様々な患者さんで混雑しています。そのため、重い病状の人が早く診察してもらいたくても、長時間待たされたり、一人ひとりにかかる診療時間も短くなったりすることもあります。この状況は、「病院」の機能が果たせなくなるばかりか医師への負担が過重になり、医師が定着せず、医師不足がより深刻化することになります。

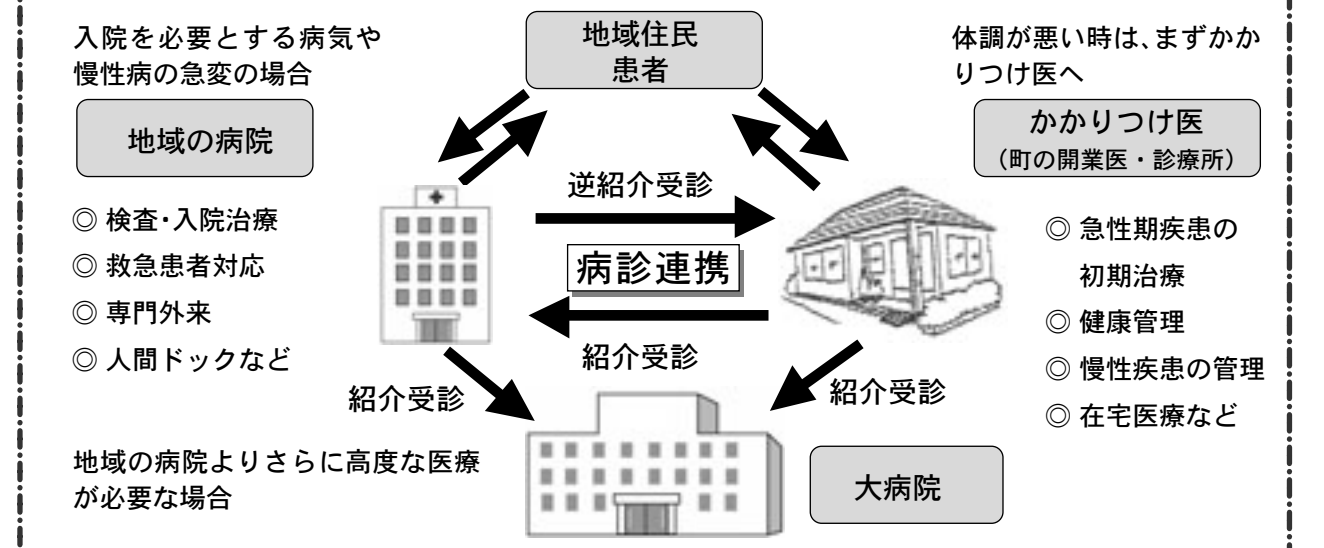
そこで、雲南圏域1市2町では、雲南医師会や病院と協議しながら、初期の救急医療体制や、「病院」と「かかりつけ医」（開業医）の機能連携を深め、患者さんに、安心してよりよい医療を受けていただく体制づくりを進めています。

病気やけがをしたときは、まず、「かかりつけ医」で受診しましょう。そこで検査や入院が必要になった患者さんは「病院」へ紹介してもらえます。逆に、「病院」での病状が安定すれば、「病院」から「かかりつけ医」に逆紹介することで、自宅の近くで継続的に治療を受けることが可能になります。

また、「かかりつけ医」は、初期（軽症）救急医療機関として救急診療をしてもらえます。何かあれば、まずは「かかりつけ医」に相談をしましょう。

このような「病院」と「かかりつけ医」の連携によって、患者さんに、より便利で症状に応じた適切な医療が受けられ、救急時にもスムーズな対応ができ、安心した医療が受けられます。

『病院』と『かかりつけ医』の役割



救急車を正しく利用しましょう

高齢化や救急医療に対するニーズの高まりにより救急車の出動は年々増加の一途をたどっています。

雲南消防本部管内で平成18年中に救急車が出動したのは、延べ1,992件で1,975人の方が搬送されています。

救急車は本来、緊急に病院での治療を行う必要のある病気やけがの人を搬送するためのものです。昨年は、救急車が必要でないと思われる軽症の傷病者が、全体の3割を占めています。中には救急車が急いで現場へ到着すると歩いて乗り込んでくる人や、治療が終わると歩いて帰る程度の人も見受けられます。

一刻も早く救急車により病院へ搬送する必要がある救急事故はいつどこで発生するか分かりません。軽い症状の場合は、まず「かかりつけ医」に相談するなどして安易な救急車の要請により、本来必要な救急搬送が遅れないように救急車の正しい利用を心がけましょう。